

一者応札・応募の要因分析と改善方策

平成21年7月

独立行政法人 国立大学財務・経営センター

I はじめに

1. 改善方策策定の経緯・方法

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下、「センター」という。）は、「独立行政法人等における契約の適正化について及び競争入札における一者応札・応募についての改善方策等について（平成21年7月16日、高等教育局長通知）」により、国で講じた措置を参考に、一者応札・応募となった契約を精査し、応札者・応募者を増やすための改善方策を検討し、7月末までに公表するよう要請があったことを踏まえ、文部科学省における取組を参考に、以下のプロセスによりその要因を分析し、より競争性を増すための改善方策を策定しようとするものである。

- ① 企業等に対するアンケート調査
- ② 調査結果に基づく要因分析
- ③ 改善方策の策定

2. アンケート調査の概要

（調査方法及び対象）

本調査は、センターが平成20年度に締結した物品・役務の契約実績を基に、企業等に対して入札に参加しなかった理由等をアンケート形式で徴取することにより実施した。なお、本調書では以下のような略語を用いている。

【略語表】

「応札・応募」…一般競争入札における応札及び企画競争における応募

「入札等」……………一般競争入札における入札及び企画競争における応募

「公告等」……………一般競争入札における入札公告及び企画競争における募集

「仕様書等」………一般競争入札における入札仕様書及び企画競争における募集要項等

（一者応札・応募の実績）

センターにおいて、一般競争入札（総合評価落札方式による実績はない）又は企画競争により、平成20年度に締結した契約は全体で23件（不落随契による1件を含む。）あり、そのうち一者応札・応募は8件（全体の36.4%）であった。

この8件を調達的方式別で見ると、最低価格落札方式は6件、企画競争は2件となっている【表1参照】。

【表1】平成20年度に締結した契約の状況

| 区 分 | 契 約 件 数 | うち一者応札件数（割合） | 備 考 |
|--------|---------|--------------|-----|
| 一般競争入札 | 19件 | 6件（31.6%） | |
| 企画競争 | 4 | 2（50.0%） | |
| 計 | 23 | 8（34.8%） | |

(アンケートの対象)

一者応札・応募となった8件のうち、企画競争の2件については、ホームページから募集要項が入手可能であることから、複数の者が調達内容に関心を示したかどうかを確認できないが、一般競争入札によるもののうち、複数の者が入札説明会に出席した又は仕様書等を取り寄せたといったように調達内容に関心を示したことが確認できるものが3件(37.5%)、延4者(1件あたり平均1.3者)あり、残りの3件(37.5%)は、公告しても一者(落札者)しか関心を示さなかった。【表2参照】

さらに、予定価格の策定に当たり参考見積書を徴した者(1者)が、一般競争入札に参加しなかった事例があった。

入札等への参加は、もとより公告等を見た供給者側の自由意思によるものであり、不特定多数の競争参加資格者にその関心を示さなかった理由を問うには膨大な時間を要する。

そのため、今回の調査は、調達内容に関心を示した4者及び予定価格の策定に当たり参考見積書を徴した1者の5者を対象に、当該者が最終的に入札を辞退するに至った理由及び改善要望等をアンケート形式で調査し、その結果等を基に考えられる要因分析を行った。【資料1(アンケート用紙)参照】

なお、今後の調達業務の参考とするため、これらの一般競争入札の応札者(6者)に対しても、改善要望等のアンケート調査を実施している。

【表2】 調達内容に関心を示したものの

| 区 分 | 一者応札件数 | 複数の者が関心を示した | 1者しか関心を示さなかった |
|--------|--------|---------------------|---------------|
| 一般競争入札 | 6件 | 3件 (50.0%) 【延4者】 | 3件 (50.0%) |
| 企画競争 | 2 | — (—%) | — (—%) |
| 計 | 8 | 3 (37.5%) 【延4者】 | 3 (37.5%) |

注) 1. 企画競争については、ホームページから募集要項が入手可能であることから、複数の者が関心を示したかどうかを確認できない。

2. 調達内容に関心を示した4者については、応札者以外の者である。

Ⅱ 調査結果・要因分析・改善方策

1. 全体の概要

(アンケートの回収状況)

延5者に送付したアンケートの回収状況は次のとおりであった。

【表3】アンケート調査の実施状況

| アンケート送付 | 回収 | 無回答 |
|-----------|------------|------------|
| 5者 (100%) | 3者 (60.0%) | 2者 (40.0%) |

(アンケートの回答)

アンケートへの回答は3者から得られてのみであるが、その結果、入札等を辞退した理由は、次のとおりであった。

1. 業務を確実に履行できるかリスクがある (1件、20%)
2. 仮に受注できたとしても、次年度以降に受注できないリスクがある
(1件、20%)
3. 社の専門分野・得意分野と異なる内容の業務であった (2件、40%)
4. 必要な技術者等を確保するには時間が足りない (1件、20%)

【複数回答あり】

2. 入札等を辞退した理由

理由1 応札しても履行できるかリスクがある、専門分野・得意分野と異なる

業務を確実に履行できるかリスクがある、受注できたとしても次年度に受注できないリスクがある、専門分野・得意分野と異なる内容の業務であったとしたものが計4件であり、回答の80%がこれに該当するものであった。

このことは、一者応札・応募となる要因が、必ずしもセンター（発注者）側に起因することを示すものではないと考えられる。

理由2 必要な技術者を確保するには時間が足りない

必要な技術者を集めるには時間が足りないとしたものが1件(回答の20%)あった。

平成20年度に締結した一般競争又は企画競争による契約23件のうち、一者応札・応募であった8件について、公告等の期間を調査したところ、すべてが20日未満となっていた。

一概に、公告等の期間を長くすれば、技術者が確保できたとは言えないものの、十分な公告等の期間を確保することは、より競争性を確保することにつながるものと考えられる。

3. その他、意見・要望等

今回のアンケート調査では、今後の調達業務の参考とするため、一般競争入札の応札者(6者)も含め、より効果的な周知方策についての意見要望等も求めた。

(より効果的な周知方策についての意見)

現在のホームページの見やすさ、使い勝手に関する意見・要望はなく、情報発信について問題ないとする意見もあった。

新たな周知方法として、電子メールによる情報配信を行ってほしいという要望が寄せられた。

- | |
|---|
| (1) ホームページに係る意見 「特に問題ない」 (2) 新たな周知方法に係る意見 「メーリングリスト等による情報配信」 |
|---|

4. アンケート結果を踏まえた改善方策

本アンケート調査の結果では、センター（発注者）側に起因して一者応札・応募となったと考えられる直接的な要因は得られなかったが、より競争性を高めるため、調達内容に応じて十分な公告等の期間を確保することとし、以下の具体的な取組の中に盛り込むこととする。

Ⅲ 文部科学省の要因分析と改善方策を踏まえた取組

上述のとおり、センターが行ったアンケート調査では、その対象が延5者と少数であったことから、一者応札・応募であった要因等の把握に一定の限界があったと考えられる。

また、センターの調達手続が文部科学省の調達手続きに準じていることから、文部科学省が実施したアンケート調査の結果、一者応札・応募の要因とされた事項については、センターにおいても一者応札・応募の要因となると考えることができる。

このため、センターは、今後の調達を行うに当たり、一者応札・応募とならないよう、より競争性を増すための方策として、文部科学省の策定した改善方策も踏まえて、以下の具体的な取組を行うこととする。

取組 1 調達予定情報の提供と早期の執行

競争参加者が入札等に参加するための十分な準備期間を確保できるよう、調達予定情報を半期ごとにホームページにて公表する。

また、公告等期間の確保だけでなく、十分な履行期間を確保するためにも早期の執行に努める。

取組 2 詳細な調達情報の提供

公告等には詳細な仕様内容が明示されていないため、センターのホームページに仕様書等（PDF版）を添付し、公告等と同時に調達内容の詳細が把握できるようにする。

また、調達内容に応じ、積極的に入札説明会を開催するようにする。

なお、要望のあった調達情報のメール配信サービスについては、アンケート調査の結果現在の情報発信について問題がないという意見もあったことやシステムの整備に要する経費などを勘案した結果、行わないこととする。

取組 3 競争参加者の積極的な発掘等

公告等をして入札等への誘引を行っても、供給者側の関心が薄く、競争参加者が少数（特に1者）と予想される場合は、入札等の可能な他の供給者の参加を促すため、公正性・公平性の観点を確認しつつ、積極的に競争参加者の発掘に努める。

ただし、公正性・公平性を確保するためには、事前に合理的かつ統一的な手法を構築する必要があり、文部科学省における今後の対応も勘案して、慎重に検討を行っていくこととする。

取組 4 十分な公告期間の確保

現在、センターにおける公告等の期間は、センター契約事務取扱規則第19条第1項、公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアルに基づき、企画競争方式も含め一般競争入札の公告期間である原則10日以上（政府調達協定の対象となるものは原則50日以上）としており、適切な期間を確保している。

しかしながら、より競争性を確保するための自主的措置として、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争については、平成21年8月以降に調達手続きを開始するものから、原則として20日以上の公告等の期間を確保することとする。

取組 5 センター職員への周知徹底

連絡会議等を通じ、契約担当職員を含めた全職員に対し、上記の取組について周知徹底を図る。

特に、今後、仕様書等を策定するに当たっては、個別の調達案件ごとに、適切な発注ロットとなっているかどうか、仕様や審査基準が明確であるかどうか、について十分に検討すること、調達に際して求めている実績要件等については、当該実績要件等が満たされなければ調達目的が達成できないという合理的な理由がない限り、要件を付してはならないことを徹底する。

※上記の①～⑫に該当する場合、そのように判断された具体的内容をご記入願います。

[]

問3. 発注情報については、現在、当センターホームページや紙による掲示の方法によって周知していますが、より効果的な周知方策について、ご意見等ございましたら、下欄にご自由にご記入願います。

[]

問4. 当センターが発注する業務等に係る契約に関しまして、より競争性を高めるために改善すべきご要望等などございましたら、下欄にご自由にご記入願います。

[]

【事業者名】

【担当者】

【TEL番号】
